

電波監理審議会（第1137回）議事録

1 日時

令和6年12月13日（金）10：00～11：14

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

（1）電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
矢嶋 雅子

（2）審理官

古賀 康之、三村 義幸

（3）総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、赤阪 晋介（大臣官房審議官）、
飯倉 主税（総務課長）、佐伯 宜昭（放送政策課長）、
西村 邦太（放送政策課企画官）、坂入 倫之（地上放送課長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、荻原 直彦（電波部長）、
吉田 恭子（総務課長）、中村 裕治（電波政策課長）、
中川 拓哉（重要無線室長）、小川 裕之（移動通信課長）、
佐藤 輝彦（移動通信企画官）

（4）幹事

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）
宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項	
(1) 日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の 実施基準の変更の認可	1
(2) 日本放送協会の基幹放送局提供子会社への出資認可申請	6
(3) 4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のため の特定基地局の開設計画の認定	10
3. 報告事項	
(1) 周波数再編アクションプラン（令和6年度版）	14
(2) 令和7年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz 超の周波数帯及び公共業務用無線局）	22
(3) 有効利用評価部会の活動状況	30
4. 閉 会	32

開 会

○笹瀬会長 おはようございます。それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

本日の１２月期の審議につきましては、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第６号第５項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブでの参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項が３件、報告事項が３件となっております。

それでは、議事を開始いたしますので、まず、情報流通行政局の職員の方に入室するよう、御連絡ください。よろしくお願いします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局）

(１) 日本放送協会の放送法第２０条第２項第２号及び第３号の業務の実施基準の変更の認可

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。諮問第２３号、日本放送協会の放送法第２０条第２項第２号及び第３号の業務の実施基準の変更の認可について、西村放送政策課企画官から御説明よろしく願いいたします。

○西村放送政策課企画官 放送政策課の西村でございます。それでは、お手元の資料に従いまして、御説明をさせていただきます。

1 番、諮問の概要を御覧ください。令和 6 年 1 1 月 5 日に NHK から認可申請がございました。総務省は、認可に関するガイドラインに基づきまして審査を行い、1 1 月 7 日に総務省の考え方を作成、公表し、意見募集を実施したところでございます。意見募集の結果につきましては、別途、別紙 2 を御参照ください。

本件は、総務省の考え方にに基づきまして、本申請に対する処分の諮問をするものでございます。2 番と 3 番につきましては、3 ページ目以降の資料で詳細を御説明いたします。

まず、4 ページ目を御覧ください。本申請、2 件の変更を伴うものでございます。1 つ目の変更は、令和 7 年 4 月 1 日施行を目指す変更でございます。大きく 3 か所の変更がございます。1 つ目は、NHK オンデマンド等の有料インターネット活用業務勘定について、平成 2 0 年度からサービスを開始したものでございますが、繰越欠損金が生じておりました。平成 2 5 年度に単年度黒字に転換しまして、令和 5 年度決算で繰越欠損金が解消されたというところです。それに伴いまして、繰越欠損金が生じることを前提とした現行の実施基準の条文を変更するものでございます。2 つ目でございますが、NHK が NHK パーソナルデータ憲章を策定したことに伴いまして、個人情報関係の文言を修正、変更するものでございます。3 つ目は、令和 6 年放送法改正が令和 7 年 1 0 月 1 日に施行されることから、同年 9 月末までの現行のインターネット活用業務に基づく費用上限につきまして、規定を変更するものでございます。

2 つ目の変更は、令和 7 年 1 0 月 1 日施行に係る変更でございます。大きく 2 か所ございます。1 つ目、令和 6 年放送法改正を踏まえまして、令和 7 年 1 0 月 1 日にインターネット活用業務の大半が必須業務化されます。とりわけ、2 号受信料財源業務のうち、任意業務として実施基準に規定されるのは、見逃し配信される期間である 1 週間を超えたもののうち、教育番組、ラジオ放送番

組、外国人向け国際放送番組に限定されることになります。そこで、現行の実施基準で定めています任意業務から必須業務化される配信業務を除外する修正をするものでございます。

2つ目は、費用の上限についても、これまで2号受信料財源業務に係る費用上限については年額200億円としていたものを、先に御説明しました3つの番組に限定されるということもございますので、年額10億円に変更するというものでございます。3号受信料財源業務の費用上限、年額1億円については変更ございません。

5ページ目、実施基準の認可に関するガイドラインで示されています、認可要件と審査基準の概要になります。これらにつきましては、6ページ目以降で今般の変更申請内容に、これらの認可要件と審査基準を当てはめた結果を示してございます。

6ページ目、審査結果の概要を御覧ください。まず、令和7年4月施行分についてです。1つ目の審査項目でございますが、市場の競争を阻害しないこと、営利を目的とする業務でないことにつきましては、変更後の実施基準第43条におきまして、NHKの業務が営利を目的としないこととし、2号有料業務の利用料、3号有料業務の提供料も従前のとおり規定に基づく算定をするとされておりますので、適するものと考えております。

2つ目の審査項目につきましては、費用上限が実施基準附則第4条に定められており、適するものであり、3つ目の審査項目につきましても、個人情報等の適正な取扱いについて必要な措置を講ずることは引き続き変わらず、基準を満たすものと考えてございます。

続きまして、7ページ目、令和7年10月施行分についてです。1つ目の市場の競争を阻害しないことにつきましては、これまでと同様、任意業務の実施計画の策定、実施後において、市場競争への影響等の観点から審査評価委員会

に見解を求めまして、その結果を踏まえて改善する仕組みについても規定されており、適するものと考えてございますが、10月以降につきましても、任意業務に関する基礎的な情報等の情報公開がきちんと推進されるよう、総務省としても促してまいりたいと考えております。

2つ目につきましては、特に変更がございました2号受信料財源業務として、教育番組等が変更後の実施基準第9条に定められており、これらは必要的配信期間である1週間を超えるものに限定されているということから適するものと考えてございます。

3つ目の審査項目につきましては、変更がございました2号受信料財源業務と受信契約の対象となる必要的配信業務が区分されていることなど、受信料制度を毀損しないよう規定されており、適するものと考えております。

8ページ目を御覧ください。表の1つ目の審査項目でございます。2号受信料財源業務の費用上限につきましては、認可申請書の別紙におきまして、年額10億円となる算定根拠が記載されており、適正なものと考えております。

2つ目の審査項目、実施計画の状況に関する事項として、変更後の実施基準第7条で、その状況の評価と必要に応じた改善を図る措置を講ずるとされておりまして、適するものと考えてございます。

その下の認可条件案についてでございます。審査基準に照らしまして、適正なものであるとした上で、認可条件といたしまして3点記載してございます。これは令和7年10月1日の令和6年放送法改正施行による必須業務化を控えまして、実施基準に基づき、今後、運用していくに当たって特に条件として付与するものとしております。

1つ目については、費用整理に関する計算方法を適正に行うこと。2つ目、変更がある2号受信料財源業務につきましては不断に点検し、抑制的な管理に努めること。3点目、令和6年放送法改正の施行に関し、利用者に誤解を生じ

させないような表示や情報提供を行うこととしてございます。

私からの御説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関して何か質問等ございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。適切な変更だと思いますので、同意いたします。

また、日本放送協会のインターネット活用業務に関しては、民放各社や新聞業界等、非常に関心を持たれているところが多いと思いますので、総務省でも引き続き適切なフォローをよろしくお願いいたしますと思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田でございます。総務省できちんと審査がされたと思いました。賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。それでは、林委員、いかがでしょうか。

○林委員 結論的には、私も本諮問事項に賛成なのですが、本諮問事項と密接な関連を有する必要的配信に関する議論について、NHKで、番組関連情報競争評価分科会という形で今審議されており、4回行われたということですが、それを踏まえて、総務省の検証会議で今検討されているということですので。この分科会の各回の資料や詳細な議事録については、NHKによると、内部情報のため、非公表という扱いのようですけれども、本諮問事項と密接な関連を有しますし、各事業者、先ほど利害関係者というお話もありましたけど、そういった方たちの関心も非常に高いところもありますので、より適切な情報開示、情報の充実をNHKに求めたいところでございます。総務省におかれましては、そういった形で鋭意御努力されているところだと思いますけれども、さらなるNHK側への努力に向けて、総務省としても注力していただきたい

いなと思っております。以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も結論として、賛成いたします。内容拝見いたしまして、今回については、特に疑問に思うところはありませんでした。

ただ、今、林委員がおっしゃったように、分科会の議論でどういうことが行われて、それで、この結論になっているのかということについて確認をしたいという点は、今後も出てくるであろうと思われますので、林委員の指摘された開示については、積極的な検討を望みたいと思います。以上となります。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私も、この案件は賛同いたします。

今、林委員、それから矢嶋委員の御意見に従って、できる限り情報開示のできるような方向で御検討よろしく願いいたします。以上です。

その他、何かの追加の質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本諮問第２３号は、諮問のとおり認可することが適当であるという旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○西村放送政策課企画官 ありがとうございました。

（２）日本放送協会の基幹放送局提供子会社への出資認可申請

○笹瀬会長 それでは、引き続きまして、諮問第２４号、日本放送協会の基幹放送局提供子会社への出資認可申請につきまして、これも西村放送政策課企画官から御説明よろしく願いいたします。

○西村放送政策課企画官 引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、諮問第２４号についてでございます。日本放送協会の基幹放送局提供子会社への出資認可申請についてです。

1 つ目、諮問の概要を御覧ください。基幹放送局設備の保有管理等の業務を担う基幹放送局提供子会社への出資認可の申請がございました。本申請は、中継局共同利用等に関する取組でございまして、放送事業者が別々に所有する中継局設備を今般の申請で設立しようとしている、基幹放送局提供子会社が統一的に保有、管理した上で、放送事業者が共同で利用すること等により、放送ネットワークインフラ全体のコスト削減を目指すものでございます。

申請概要は、1 ページ目、下の表のとおりでございます。1 つ目、出資しようとする金額は1 億円、2 つ目、出資の理由でございますが、協会から放送ネットワークインフラのコスト削減を通じて放送業界全体の持続的発展を追求することを目指し、基幹放送局設備等の取得計画、標準仕様等の策定、共同利用型モデルの導入に向けた業務等を行うためとされてございます。

5 つ目、その他参考事項といたしまして、2 ページ目の1 番目でございますが、中継局の共同利用等の検討に当たりましては、中継局共同利用推進全国協議会等での議論も踏まえ、放送事業者個社やエリア単位での基幹放送設備の整備、保守等を検討するよりも、当該子会社により全国一元的に検討することが効率的であること。また、2 番目でございますけれども、出資については、協会は令和6 年度内で総額9.1 億円の出資を想定していますが、まずはガバナンス責任体制をしっかりと整えるため、本申請では1 億円の出資とし、必要な費用を確認した上で残余の出資認可申請を行うこととしてございます。なお、3 番目でございますが、今後、中継局共同利用等の実施については、経済合理性が認められれば、令和7 年度中に民間放送事業者も含めた増資を行い、事業を開始することを想定しているとのことでございます。今般の申請に係る審査につきましては、まずは、1 億円の出資に係る申請が対象となります。

出資の時期は、認可日以降、本年1 2 月中の実施予定であるとのことでございます。

審査結果の概要につきましては、後ほど御説明いたしますが、結論といたしましては、審査のとおり、認可することが適当であるとしてございます。

3 ページ目、審査結果の概要でございます。今般の出資認可申請は、放送法第20条の2第1項に基づくものであり、条文は点線四角囲いに記載のとおりでございます。条文では、審査項目はこの条項に示す要件を満たすものであるかという観点で記載をしてございます。

1 つ目、出資の目的につきましては、放送法第20条の2に基づくものであり、当該子会社は、条件で示された業務を効率的に遂行するため、全国一元的に検討等を行うこととされており、審査項目に適するものと考えてございます。

また、4 ページ目、2 つ目の出資額につきましては、国会で承認された令和6年度の収支予算等の範囲に収まっているということが認められると考えてございます。

3 つ目、出資の相手方につきましては、放送法第20条の2の各号に定める共同利用に関する業務を行うことを主たる目的とする会社になっているかという審査項目でございますが、当該会社の定款で示されているとおり、法に規定する主たる目的を行う会社に該当すると認められると考えてございます。

最後に、4 つ目、出資の相手方、株式保有等につきましては、協会の100%出資子会社として協会が保有することとされておりますので、これも適するものと考えてございます。

私の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。これも順番にお伺いしたいと思います。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。本件、趣旨に賛同いたします。

また、人口減少やメディアの多様化ということが進んでいく中で、放送インフラを安定的に維持していくという観点から非常に意義のあるプロジェクトだと思いますので、ぜひスピード感を持って進められるよう、また、総務省におかれてもフォローしていただきたいと思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。長田です。大久保委員おっしゃいましたように、これからは絶対に必要な仕組みになっていくと思いますので、関係者の皆さんの御協力の下、積極的に進めていっていただきたいと思います。賛成いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も賛成いたします。非常に大事な取組でありますし、先ほど両先生がおっしゃったように、スピード感を持って積極的に協力しながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も賛成いたします。出資の目的及び理由とも、共に異存ございません。理念に従った運用がなされることを期待しております。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私も本案件に関しましては、賛成いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

その他追加の御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第24号は諮問のとおり、認可することが適当である旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○西村放送政策課企画官 どうもありがとうございました。

○笹瀬会長 以上で、情報流通行政局の議事を終了いたします。

続いて、総合通信基盤局の議事に入りますので、情報流通行政局の職員の方

は御退室よろしく申し上げます。また、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう御連絡よろしく願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局）

(1) 4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定

○笹瀬会長 よろしく願いいたします。

それでは、議事を再開いたします。諮問第25号、4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定につきまして、佐藤移動通信企画官から御説明よろしく願いいたします。

○佐藤移動通信企画官 おはようございます。移動通信課の佐藤でございます。

それでは、私のほうから諮問第25号、4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定について、御説明させていただきます。

3ページ目をおめくりいただければと思います。4.9GHz帯の割当てにつきまして、本年9月30日から10月30日までの間、開設計画の申請受付を行ったところ、4ページ目になりますが、ソフトバンク株式会社1社から申請があったところでございます。計画の概要は4ページ目の記載のとおりでございます。

次のページ、5ページ目と6ページ目になりますが、今回は1者申請であり

ましたので、絶対審査基準に対応した形で、ソフトバンク株式会社から提出のあった開設計画のポイントをまとめております。

まず、①のエリア展開につきましては、絶対審査基準におきましては、認定から12年後の年度末までに全国の展開率を80%以上とすることとなっておりますが、計画では100%となっております。

そして、⑤の周波数の経済的価値につきましては、絶対審査基準では、特定基地局開設料が年17億円以上ということでなっておりますが、計画では年48億円、認定期間は16年でございますので、総額768億円となっております。

そして、⑥の財務につきましては、計画では、事業により生み出されるキャッシュフロー及び自己資金を充当することとしておりまして、令和5年度末時点で、0.7兆円の利益剰余金を保有、営業損益は、いずれの年度も黒字の見込みとなっております。

また、次のページに行ってくださいまして、⑧から⑩の終了促進措置につきましては、絶対審査基準では、既存無線局の移行に最低限必要な金額740億円を確保できること、また、周波数移行や透明性確保に関する基準に従った計画を有することとなっておりますが、計画では終了促進措置に係る負担可能額は1,440億円となっているほか、その他の項目につきましても、審査基準にのっとった内容となっていると考えております。その他、設備、コンプライアンス、サービス、混信対策、また、オープン化等の項目につきましても、いずれも審査基準に則った内容となっていると考えております。

7ページ目になります。審査の結果、申請された計画につきましては、開設指針に定める絶対審査基準に適合していると認められるため、ソフトバンク株式会社に対し、4.9GHz帯の周波数を指定して、条件を付した上で開設計画の認定を行いたいと考えております。

8 ページ目になります。認定に当たって付す条件になります。全部で8 項目ございます。

まず、1 点目でございます。今回の4.9GHz 帯は5G 専用に割り当てられる周波数であることから、その特性を十分に活用し、高速大容量をはじめとする5G の特徴を生かしたサービスの広範かつ着実な普及に努めるとともに、終了促進措置等が完了した地域から速やかにサービスを図ることを条件としております。

2 点目になります。今回、割り当てる4.9GHz 帯につきましては、多数の既存免許人等が多様な用途で無線システムを利用していることから、終了促進措置の実施に当たっては、対象免許人等との間で丁寧かつ十分な合意形成を図ること等を条件としております。

3 点目でございます。令和6 年能登半島地震等を踏まえて、電気通信設備の安全性、信頼性の向上等に努めるとともに、特に基地局の停電対策のさらなる強化、予備の電気通信回線の設置を積極的に進めることを条件としております。

4 点目でございます。不感地域における基地局の着実な開設に努めることを条件としております。

以下、これらの項目に加えまして、サイバーセキュリティ対策、MVNO 事業者に対する電気通信設備の接続、卸電気通信役務の提供、利用者料金の設定、混信防止対策について、条件を付したいと考えております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見よろしくお願いいたします。これも順番にお伺いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。付された条件も

含めて、本件認定、適切なものと考えます。同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も今回の御提案に関しましては、同意いたします。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も結論として、同意いたしますけれども、1点だけ申し上げたいと思います。申請人たるソフトバンクに対して、同社の開設計画及び認定の条件が確実に、着実に、かつ円滑に遂行されるよう、総務省としても適時適切にモニタリングをしていただきまして、電波の有効利用の最大化に努めるよう、適時適切に指導していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も、ヒアリング結果も踏まえまして、本件には賛成いたします。林委員の御指摘のとおり、条件をしっかりと履行され、今回の計画をきちんと実践されることを期待したいと思います。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からも賛同いたします。これ、認定の有効期間が16年とかなり長いということもありますし、かつ移行に関して、たくさんの免許人の方と調整しなければいけないので、総務省のほうでもしっかりチェックしていただいて、円滑かつ着実な実施ができるようによろしく願いいたします。

それから、16年もありますので、移動通信というのは大体10年周期で世代が変わりますから、第5世代が始まっても、16年後には多分第5から第6に変わりつつあるような状況になりますので、そういう面でも、周波数の有効利用ができるように、より着実な進展を見ていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、諮問第25号は諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○佐藤移動通信企画官　ありがとうございました。

報告事項

(1) 周波数再編アクションプラン（令和6年度版）

○笹瀬会長　それでは、続いて、報告事項に入ります。

報告事項、周波数再編アクションプラン（令和6年度版）につきまして、中村電波政策課長から御説明よろしくお願ひいたします。

○中村電波政策課長　電波政策課長の中村でございます。

報告事項の1点目ということでございまして、令和6年度版の周波数再編アクションプランについてでございますが、意見募集のほうを行いましたので、その結果も踏まえまして、御説明をさせていただきます。

資料の構成でございますが、9月に御報告をさせていただいた案の資料、これをベースにいたしまして、概要資料の最後に、本文の変更内容、これをまとめて記載をさせていただいております。なお、9月の御報告資料から変更があるスライドにつきましては、右肩のところに修正ありと記載をさせていただきまして、修正箇所には赤の下線のほうを付してございます。

表紙おめくりをいただきまして、2ページ目を御覧ください。令和6年度版の周波数再編アクションプランでございますが、9月の電波監理審議会のほうに案の御報告をさせていただきまして、その後、10月いっぱいをかけまして、パブリックコメントの募集を行いました。意見募集の結果でございますが、法人・団体等84者、それから個人40者、計124者の方々から御意見を頂戴

したところでございます。各項目について、主な提出意見、それに対する総務省の考え方につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

ページが飛んで恐縮でございますが、6ページ目以降でございます。6ページ目以降に記載の5Gの普及に向けた周波数確保について、主な御意見、それからそれに対する考え方のほう、ご説明いたします。

5Gの関係の中でも、まずは6GHz以下の取組についてでございます。ローカル5Gの海上利用等の制度整備につきましては、新たなニーズへの対応につながることから賛同の御意見を頂戴してございます。また、免許手続の簡素化、迅速化につきましても、早期導入を求める御意見を頂戴したところでございます。

続きまして、4.9GHz帯の5Gの周波数割当てについてでございます。既存免許人への周知等の対応を進めながら、5Gの周波数割当てに向けた検討を進めるということにつきまして、賛同の御意見いただいたほか、既存の無線システム事業者の方々から、改めて移行に当たって適切、丁寧な対応を求めるという御意見を頂戴したところでございます。

4.9GHz帯の認定開設者に対しましては、開設指針におきまして、終了促進措置の円滑な実施のために必要な措置を講じることを求めているので、先ほど説明があったところではございますが、今後、4.9GHz帯の5Gへの周波数割当てを行った場合には、終了促進措置の実施状況につきましても継続的に確認をしてまいりたいと考えているところでございます。

7ページ目、御覧をいただければと思います。5Gの普及に向けた周波数の確保のうち、6GHzを超える帯域についての取組についてでございます。26GHz帯、それから40GHz帯への5Gの周波数割当てに当たりましては、令和7年度末を目途に条件付オークションを実施するとさせていただいているところでございます。これに対しましては、携帯電話事業者のほうから、例え

ば令和８年度以降も視野に入れたような割当て時期の検討が行われることを希望するといったように、割当て時期についての御意見を頂戴したところでございます。この時期につきましては、きちんと皆様のニーズ調査、これを行った上で、その結果を踏まえたりですとか、あるいは既存システムの運用状況、これも総合的に勘案したりしながら適切に判断をしてまいりたいと考えているところでございます。また、条件付オークション制度の在り方に関しましても、携帯電話事業者の方々から特に十分な考慮期間を確保する必要があるといったようなこととすとか、慎重な検討が必要だといったような御意見も頂戴いたしました。こういった関係事業者の方々からの御意見を十分に踏まえながら、必要な制度整備の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。このほか、４０ＧＨｚ帯に関しましては、ＦＰＵなど既存システムとの周波数共用についての御意見をいただきまして、慎重に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、その次の８ページ目のところを御覧いただければと思います。無線ＬＡＮの関係でございます。６．５ＧＨｚ帯への周波数拡張ですとか、ＡＦＣの導入に関しましては、多くの賛同意見を頂戴したところでございます。一方で、放送など既存システムへの十分な配慮、それから慎重かつ丁寧な検討を求めるような御意見、さらに携帯電話事業者の方々からは、ページの右下にもございますが、７ＧＨｚ帯につきまして、５Ｇに割り当てるということも検討すべきといったような御意見を頂戴したところでございます。今後、既存システムの運用などにも十分配慮しながら、この帯域の割当てに関しましては、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

その次、９ページ目、御覧をいただければと思います。ドローンによる上空での周波数利用に関してでございます。これにつきましては、周波数帯を拡大するということに関しまして、賛同する御意見、これを頂戴したところでござ

います。また、将来的には、高高度無人航空機への適用も視野に検討することを希望するといった御意見のほうも頂戴したところでございます。こういった御意見につきましては、今後の施策の検討の参考とさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、同じページでございますが、5.8GHz帯のことについても触れてございます。ドローンの利用を念頭に置いた、5.8GHz帯への特定実験試験局の導入に関しましては、ETCで既にサービスが行われているといったようなこともございますので、ETCサービス、あるいは既存の放送関連のシステムへの影響を考慮して、慎重な検討を求めるといったような御意見を頂戴いたしました。

5.8GHz帯の特定実験試験局でございますが、既存の無線局に影響を与えるおそれのない条件、周波数を限定するですとか、エリアのほう、これを限定してございますので、既存の無線局に混信を与えないような運用が求められてございますので、記述といたしましては、この案のとおりとさせていただければと考えてございます。1点申し上げますと、既に11月に特定実験局としての開設可能な周波数の範囲を公示いたしましたので、時点修正ということで、赤線付しているとおり、修正をさせていただいてございます。

続きまして、その次のページ、10ページ目、御覧をいただければと思います。V2Xの検討推進についてでございます。V2X用にこの周波数帯を使えるようにということにつきまして、賛同する御意見、これを頂戴したほか、放送のような既存システムへの影響がないように、慎重かつ丁寧な検討を求めるといった御意見、それから、こういった既存システムの移行に当たりましては、費用の部分ですとか移行スケジュールへの配慮を求めるといった御意見を頂戴したところでございます。こうした御意見も踏まえまして、既存システムの運用に配慮をしながら、慎重かつ丁寧な検討を進めてまいりたいと我々としても考

えているところでございます。

次のページ、11ページ目を御覧いただければと思います。NTNの関係でございまして、HAPSに関しましては、実現に向けた取組を進めていくということにつきまして、賛同する御意見を頂戴したところでございます。それから、既存システムとの共用検討に関する御意見ですとか、あるいは、他の周波数帯、具体的には2GHz帯の話でございまして、この利用可能性に関する検討といったようなことについての御意見を頂戴いたしました。こういった御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきながら、これにつきましても丁寧に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

同じく、このページの中で非静止衛星と携帯電話との直接通信、ダイレクト通信についての記述もございまして、これにつきましては、賛同する御意見を頂戴した一方で、宇宙運用ですとか、そういった既存の無線システムへの影響を十分に検討することを求める御意見、それからサービスリンクの周波数帯ですとか運用地域の拡大、これを御要望いただくような御意見を頂戴したところでございます。こうした御意見も踏まえながら、引き続き慎重に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、同じページの一番下のところでございまして、Ka帯の非静止衛星システムにつきまして、5Gですとか、ローカル5Gといったような既存の無線システムの運用に配慮した検討を求める御意見のほうも頂戴してございますので、こういった御意見につきましても参考にさせていただきながら、検討を続行してまいりたいと考えているところでございます。

それから、13ページ目のところでございまして、Beyond 5Gの関係につきましても、総務省のほうでお示しをさせていただきました戦略に基づいて進めていくというようなことにつきまして、賛同の御意見等を頂戴したところでございます。

最後、14ページ目のところでございます。本文の修正内容、これを一覧としてまとめさせていただいているところでございます。1点目、先ほど御紹介をいたしました、5.8GHz帯の特定実験試験局の関係では、既に11月に公示のほうを行ってございますので、その時点修正を行わせていただいたというものでございます。また、表の中、3つ目のところでございますが、衛星放送の関係のところでございますが、こちらにつきましても、令和6年の9月を目途に検討結果を取りまとめるということを案としては書かせていただいておりますが、これもスケジュールの関係上、少し後ろ倒しになったということでございますので、12月を目途に検討結果を取りまとめるというように時点更新をさせていただいたというところでございます。そのほか一番下、アマチュア無線の関係では、少し数値のほうで細かい修正がございましたので、そちらのほうにつきましても、修正をさせていただいたというところでございます。

全体といたしましては、今申し上げましたとおり、元々案でお示しをさせていただきました取組につきまして、賛同するような御意見、これを非常にたくさんいただいた他、既存のシステムの移行ですとか周波数共用に関しまして、十分に配慮をお願いしたいといったような御意見、これもたくさんいただいていたと思ってございますが、そのほか特段、強い反対意見ですとか、そういったものはあまりなかったと思ってございますので、おおむね原案のとおり、進めさせていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。御丁寧な御説明、どうもありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。詳細な御説明ありがとうございました。非常に広

範な分野に関して、利用、活用がさらに進む中で、かなりいろいろな御意見をいただいております、引き続き、そのような意見に関して尊重するもの、また、実際問題としては賛同と受け止めるもの、様々あると思いますが、丁寧に進めていただければと思います。特に、例えば、5Gの普及に向けた周波数確保のところで、令和7年度から新しく条件付オークションというような制度を取り入れるということで、事業者のほうも、そこの辺りに関して関心が高まっていると思いますので、必要に応じて意見交換なり、情報収集なりを進めて行って、丁寧に進めていただければと思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 おおむね、その計画を皆さんに御承認いただけて、これに基づいて進めていくということで、電波の有効な利用等、どんどん進んでいけばいいなとは思っています。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。これらの取組は、いずれも非常に重要な取組ばかりですので、ぜひ積極的に推進していただきたいなと思います。

1点だけお教えいただきたいのですけれども、周波数再編アクションプランについては、総務省が今打ち出していらっしゃるワイヤレストランスフォーメーション推進戦略アクションプラン（WX推進戦略アクションプラン）というのがございますけれども、その一環というように理解したらよろしいでしょうか。WX推進戦略アクションプランと周波数アクションプランとの関係について御教示いただければと思います。以上です。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。先生御案内のとおり、周波数再編アクションプラン、これはもう毎年、総務省として定期的に出しているものということでございます。一方で、今年の夏に総務省の有識者会議のほうで出

させていただいた検討会の報告書、それからW X推進戦略という部分については、これはまさしく今のタイミングでぜひやるべきといったようなことをまとめさせていただいたものでございます。当然、今年の夏に出させていただいたものは、より広いスコープで検討させていただいたところでございます。

一方で、周波数再編アクションプランに関しましては、まさしく周波数そのものの使い方、ブループリント、これをお示ししていると、こういうものでございますが、この両者の間には齟齬がないように、我々としてもきちんとチェックをさせていただいてございまして、きちんと整合が取れるような形で、今回、お示しをさせていただいたというものでございます。

○林委員 どうもありがとうございます。まさに方向性として、かなり一致しているようにお見受けしましたし、中身的にもかなり重なった部分があるかと思しますので、まさに車の両輪として積極的に推進していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御報告ありがとうございます。意見募集によって提出された各意見についても、基本的に丁寧に御対応いただいていると思いますし、また、将来における検討内容となっている御指摘についても、引き続き、今後、いろいろと検討を重ねていただきたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からですが、意見募集の結果、2ページに書いてありますように、124者というかなりたくさんの方からの意見があって、特に、4ページにあるように、周波数に関しては、主に携帯と、それからW i - F i だけでなく、N T Nも含めて今後、10年か15年ぐらいで相当な帯域が必要だということで、

ハイバンドに関しては、これは周波数の開拓ですから、チャレンジングですが、ミッドバンドとかローバンドに関しては、既存の利用者もかなりいらっしゃいますので、うまく周波数を共用するなり、もしくはうまく移行するなり、もしくは、共用に際して条件やオプションを付けるなどして、うまく調整して、皆さんが幸せにより有効に使えるように、御努力よろしく願いいたします。以上です。

○中村電波政策課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、その他何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、以上で本報告事項を終わります。どうもありがとうございました。

(2) 令和7年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯及び公共業務用無線局）

○笹瀬会長 それでは、続きまして、報告事項の2つ目ということで、令和7年度の電波の利用状況調査、各種無線システム、今回は714MHz超の周波数帯及び公共業務用無線局につきまして、これも中村電波政策課長から御説明よろしく願いいたします。

○中村電波政策課長 それでは、引き続き報告事項の2点目ということでございまして、令和7年度電波の利用状況調査、これに関します調査方針案について御説明をさせていただきます。

初めに、この7月に電波監理審議会のほうから御報告を頂戴いたしました、令和5年度、昨年度の利用状況調査の評価結果において示されました調査に関します検討課題への対応につきまして、まず、御説明をさせていただきたいと思います。

資料の４ページ目を御覧いただければと思います。昨年度の調査の中、714 MHz 超の調査に対する評価の中で、調査に係る課題ということで２つ挙げていただいたところでございます。具体的な課題といたしましては、赤枠の中で囲んだ部分になります。その次のページで少し詳細を御紹介をさせていただきます。

まず、１つ目の課題でございますが、無線局の数に大きな増減の傾向が見られるシステムであって、それから要因ですとか需要動向、これを把握する必要があるものにつきましては、調査票調査、これを行ってはどうかといった御指摘を頂戴いたしました。この対応についてでございますが、増減率が50%以上でありまして、なおかつ、絶対数としても100局以上の増減があったシステム、これを抽出いたしまして、その中から赤枠で囲ってございますが、80 GHz 帯の高速無線伝送システム、これを新たに調査票調査の対象として加えたいと考えているところでございます。

この抽出条件、これを満たすシステムといたしましては、ページ一番下に書かせていただいておりますが、BWA、あるいは、ローカル5Gの陸上移動局、それから920 MHz 帯の移動体識別の陸上移動局、さらには5.7 GHz 帯の無人移動画像伝送システム、こういったものも抽出の対象に入っておりますが、これらにつきましては、基地局側の調査によりまして、増減要因等が把握可能であるといったことですか、あるいは、アナログシステムからの移行による増加というようなことで、具体的には、1.2 GHz 帯の画像伝送システム、アナログだったものが5.7 GHz 帯に移行しつつあるといったように、増減の要因がある程度推察できるといったものについては対象から除外をいたしまして、最終的に80 GHz 帯の高速無線伝送システム、これを新たな対象としたいと考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。7ページ目でございます。2つ目の課題で

ございますが、全ての周波数区分におきまして、総合通信局別に、全国と無線局の増減傾向が異なるなどの特徴を有するシステムについて、その概要を報告いただきたいという御指摘を頂戴いたしました。実際に昨年度、その調査におきましては、一部の周波数区分ということで、こちらにございますとおり 7 1 4 M H z から 1 . 4 G H z の範囲ですとか、あるいは 1 . 4 G H z から 3 . 4 G H z といったような一部の周波数区分に着目をいたしまして、特定の総合通信局で、全国と増減傾向が異なるシステムにつきまして、その概要を御報告させていただきました。

今回の御指摘を踏まえまして、令和 6 年度の調査結果におきましては、全ての周波数区分におきまして、特定の総合通信局で全国と増減傾向が異なるようなシステムにつきましては、その概要を取りまとめて、きちんと御報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

その次、9 ページ目を御覧いただければと思います。こちらにつきましては、公共調査に関する公共業務用無線局に関する調査についての評価、これに対する課題への対応でございます。公共業務用無線局に対する評価の中では、調査に関します課題として 3 つ挙げられたところでございます。具体的な課題は赤枠で囲んだ部分になります。

具体的に、1 0 ページ目から少し御説明をさせていただきたいと思います。1 つ目と 2 つ目の課題につきましては、調査結果の正確性の確保に努めるべきといった御指摘ですとか、あるいは調査の目的に合致しない、あるいは今後の取組の方向性に沿わないような回答については、きちんと関係府省庁にその事情ですとか背景などの詳細を確認してはどうかという御指摘をいただきました。この対応といたしましては、調査の目的等に合致しないと思われる回答については、関係府省庁にきちんと確認を行いまして、必要に応じて回答を修正するという指摘をすることとしたいと考えてございます。

また、3つ目の課題についてでございますが、5GHz帯、気象レーダー等の設備の更新状況ということでございまして、具体的には、気象レーダーで申し上げますと、電子管型から固体素子型への更新状況といったようなことも含めて確認することについての御指摘でございます。こちらにつきましては、きちんと関係府省庁のほうに進捗状況を細かく確認の上、御報告をさせていただきたいと考えてございます。ここまでが昨年度、令和5年度調査の評価結果を踏まえました課題への対応となります。

続きまして、令和7年度、来年度の調査方針（案）につきまして、御説明をさせていただきます。12ページ目を御覧いただければと思います。電波の利用状況の調査でございますが、改めまして、携帯電話に代表されるような電気通信業務用と、それ以外のものと大きく分けて調査を行ってございます。電気通信業務用以外ということで申し上げますと、公共業務用の無線局に関しては毎年、それ以外の無線局に関しましては714MHz、これを境にいたしまして、その上下で2年に一度ずつの調査を行ってございます。来年、令和7年度の調査は714MHz超、これを対象に調査を行うこととしてございます。

14ページ目、御覧をいただければと思います。令和7年度の利用状況調査のスケジュールについてでございます。今回の電波監理審議会のほうで調査方針を御報告させていただいた上で、来年の4月1日、これを基準日といたしまして、夏までに調査票を回収した後、集計、それから調査結果の作成、これを行いまして、令和8年3月の電波監理審議会のほうで調査結果を御報告させていただきたいと思っております。調査結果を御報告させていただいた後は、有効利用の程度の評価のプロセスのほうに入ってまいりますので、引き続きよろしく願いできればと思っております。

16ページ目、御覧をいただければと思います。令和7年度調査の重点調査対象システムの案についてでございます。令和7年度の調査におきましては、

3つのシステム、これを対象とする方向で検討してございます。システムといたしましては3つ記載をしてございますが、周波数帯で申し上げますと5.9GHz帯、これを使うものと、15GHz帯、これを使用するものの2つに分かれてございます。

その次、17ページ目を御覧いただければと思います。重点調査対象の1つ目、Bバンド、映像STL等についてでございます。表のほう御覧いただければと思います。周波数再編アクションプラン、先ほども御説明をさせていただきましたが、この取組のところにございますように、5.9GHz帯につきましては、V2Xの導入に向けて、国際的な周波数検討が行われている状況でございます。これはまさしく、Bバンドの映像STL等というものが使用している周波数と重複しているところでございます。

5.9GHz帯につきましては、既存無線システムの移行先の周波数の確保ですとか移行のための支援、それからV2Xの隣接システムとの周波数共用検討などを実施いたしまして、V2Xの導入、普及に向けた道筋を明らかにした上で、令和8年度中を目途にV2X通信向けの周波数割当てを行うというようにアクションプランのほうではしてございます。

こういったようなことも踏まえまして、V2Xの導入を加速させるためにも、Bバンドの映像STL等に対して重点調査、これを行うことで、無線局単位で代替の可能性ですとか移行に当たっての課題、移行についてのスケジュールですとか費用といったようなことのデータを取得するとともに、発射状況調査もきちんと行いまして、大都市、地方都市などの場所ごとで発射状況の現状ですとか、これを時間的、地理的に調査することで、今後のV2Xの移行、導入、普及に当たっての検討の参考にしたいと考えてございます。

19ページ目、御覧をいただければと思います。重点対象のその次、2つ目ということで、15GHz帯の電気通信業務、中継系、エントランス系のシス

テム、それから、災害対策用がございますが、これについて御説明をいたします。

周波数再編アクションプランにおける記述といたしましては、WRC-27に向けまして、IMT、携帯電話の特定の可能性の検討が実施をされる周波数帯でございます15GHz帯、具体的には14.8GHzから15.35GHzでございますが、これにつきまして、諸外国の動向ですとか具体的な利用ニーズ、あるいは、既存無線システムとの共用の可能性なども踏まえまして、適切な時期にWRC-27での対処方針について検討を行うというようにアクションプランのほうではさせていただいているところでございます。

こうしたことも踏まえまして、15GHz帯の電気通信業務のシステムにつきまして、きちんと重点調査を行うことで、利用実態を把握するとともに、発射状況調査によりまして、実際の電波の発射状況を調査することで、15GHz帯におけますIMTの共用検討、これを加速させていきたいと考えているところでございます。

以上が、重点調査対象システムの案についてでございます。

そのほかの調査対象システムにつきましては、21ページ目以降のほうで示しをしておりますので、御参照いただければと考えてございます。

簡単でございますが、御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見よろしく願いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。今後の施策の全ての基本となる調査でありますので、引き続きよろしく願いします。私のほうは特にございません。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 令和6年度の調査の結果に、前年の電監審のほうから、こういうところというように要望したものをに入れてくださるということでよかったなと思っています。より正確な調査結果を得て、それで先が見えてくるということもあると思いますので、頑張っていたきたいと思います。以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 御説明ありがとうございます。私からは特にございません。ありがとうございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御報告ありがとうございます。調査手法について、丁寧に見直しをしていただきまして、ありがたいと思っております。私からも追加のコメントはございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

私からは1点だけ、ページで言うと25ページ以降ですか。公共業務用無線に関して、今回方針にそぐわないものがあつた場合には意見を求めるということで、ぜひ丁寧なご対応をお願いします。まだアナログを使っているもの、もしくは、移行を検討中のものが結構ありますので、必ずしもアナログ方式が悪いというわけではなく、周波数を有効利用するという観点からアナログ方式を使わざるを得ないものもありますし、検討だけでなく、一步先に進むような努力をよろしくお願いいたします。以上です。

何かございますか。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。先生の御指摘を踏まえて、調整を進めてまいりたいと思います。中川さんのほうから何か補足ございますか。

○中川重要無線室長 ありがとうございます。笹瀬会長、御指摘ありがとうございます。

移行、代替、廃止の計画はないというような回答もあるところもありましたが、今回、調査票の調査結果、詳細確認をすべきだという御指摘もいただいたところであります。関係府省庁によく聞いてみますと、実際には代替システムを検討する用意はもちろんあるけれども、システムの使用期限までにはちゃんと間に合わせたいという意見もあり、事情を丁寧に拾って対応していきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○笹瀬会長 よろしく願いいたします。

各官庁に関しては両方向というか、アンケートを出していただいて、ほかの官庁がどう動いていると、そういう情報も流していただいているのでしょうか。公共無線と全体統一されていますから、似たようなシステムがあった場合は統合したほうがいいということもあると思うので、そういう情報も流されているんですよ。

○中川重要無線室長 そうですね。そのようないろいろな選択肢などはお示した上で、どう思いますかというところとかも、それはさせていただくようにはしているつもりでございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○中川重要無線室長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 その他、何か追加の御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本報告事項は終わりとしたいと思います。どうもありがとうございました。

○中村電波政策課長 ありがとうございました。

○中川重要無線室長 ありがとうございました。

○笹瀬会長 それでは、次に、移ります。次は有効利用評価部会の報告に入りますので、出席されない職員の方は御退室よろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員 (一部) 退室)

報告事項 (有効利用評価部会)

(1) 有効利用評価部会の活動状況

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

報告事項、有効利用評価部会の活動状況につきまして、林部会長から御説明
よろしくお願いいたします。

○林委員 かしこまりました。部会長の林でございます。

それでは、お手元の報告資料に基づきまして、部会の活動状況を御報告申し上げ
ます。

部会につきましては、11月期の親会の電監審以降、第38回と第39回の
2回部会を開催いたしました。親会からは私、林と笹瀬会長が出席しておりま
した。

第38回におきましては、本年度の最後となるKDDI株式会社と沖縄セル
ラー電話株式会社、及びUQコミュニケーションズ株式会社のヒアリングを実
施したところでございます。本年度の3回のヒアリングにおきましても、笹瀬
会長をはじめ、特別委員の先生方から非常に多角的な視点から多くの質問をい
ただきまして、また、事業者の方々におかれましても、真摯に御対応いただい
たところでございます。

続いて、第39回の部会におきましては、ヒアリングを踏まえまして、定量
評価及び移行計画、それから定性評価の案の議論を行ったところでございます。

この議論におきましても、先生方には大変御活発な御議論をいただいたところでございます。

それから、今後の当面の予定でございますが、この資料にも記載がございますけれども、次回の部会におきまして、本年度の携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価案の取りまとめに係る議論を予定しております。

部会からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御意見等伺いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。林先生をはじめ、皆さん大変お忙しい中、活発な議論をしていただきまして、ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私からも本当にスケジュールも大変だなと思いながら、傍聴ですらなかなかさせていただけないぐらい、本当に先生方、お忙しいなと思いながら、可能なときはぜひ聞かせていただきながら、お勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御報告ありがとうございます。活発な議論がなされているようで大変信頼しております。引き続きよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 林先生、どうもありがとうございました。

これはヒアリングが非常に大変で、2週間に3回対面で行うということで、特に特別委員の先生方が地方の先生方が結構多いのにわざわざ来ていただいておりますので、非常にありがたく思います。また、質問も非常に活発で、これは事務局の吉田課長と宮良課長補佐のおかげもあるかと思っておりますけれども、非常に時間いっぱい、むしろ時間をオーバーしてまで質問できるよう、うまく

まとめていただきまして、ありがとうございました。特別委員の方も皆さん非常に喜んでいただいていると思います。

それから、キャリアの皆様も、こういう対面の場で説明をしていただきまして、かつ、かなりフランクな意見交換ができましたので、お互い非常にメリットがあったかと思います。

来年度も含めてどうぞよろしくお願いいたします。

○林委員 よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

○林委員 ありがとうございました。この間、笹瀬会長及び事務局、それから特別委員、親会の委員の先生方には大変助けていただきまして、ありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

その他追加の質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項を終わります。どうもありがとうございました。

それでは、総合通信基盤局の職員の方、退室よろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続に従って事務局から総務大臣宛てに御提出よろしくお願いいたします。

それから、次回の定例会の開催は、令和7年1月10日金曜日の10時からWebの開催を予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。